

令和6年度 第5回 京丹後市国民健康保険運営協議会

1 日 時：令和6年11月8日（金）午後1時30分から午後3時30分

2 場 所：京丹後市役所 峰山庁舎 201会議室

3 出席者：被保険者代表委員

栗倉小夜子、本田佳美、浜上玉恵、上羽清美、森益美、
保険医・保険薬剤師代表委員

赤木重典

公益代表委員

岡田佐代子、伊藤位豆子、森口紀子、橋本昌明

被用者保険等保険者代表委員

山田一貴

事務局

市民環境部 志水部長 保険事業課 中村課長、小谷課長補佐、佐川係長
税務課 松川課長、柴野主任

欠席者：安井俊雄、飯田泰成、船戸一晴、坂根昇、大橋淳

4 議 事：（１）京丹後市国民健康保険税の賦課方式について
（２）その他

5 公開又は非公開の別：公開

6 傍聴人の人数：0人

7 要旨：次のとおり

事務局

只今から令和6年度、第5回京丹後市国民健康保険運営協議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、市民環境部長の志水と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、飯田委員、坂根委員、大橋委員の3名からご欠席の連絡をいただいておりますが、京丹後市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により過半数の委員のご出席がありますので、本会議が成立していることをご報告いたします。また、本日の出席者につきましては、お手元に座席表がございますのでご確認を頂きたいと思います。それでは、開会にあたりまして、橋本会長からご挨拶をいただきたいと思います。

会長

今年度は市長から国保税の賦課方式について諮問がありまして、答申に向けた議論のため会議の開催が多くなっています。本日もよろしくお願いいたします。

今日は結構寒かったですね。季節を表す言葉に二十四節気、そしてもう少し細かい七十二候があり、今日は山茶花（ツバキ）咲き始めるその時期に当たります。ツバキはサザンカのことを指しているようです。涼しくなってきましたが、11月に入って幾つか気になることがありました。それは、前回少し触れました気候変動と疾病の問題についてです。それに関わって何点かこの3週間

の間に耳にしたことがあったので少し触れてみたいと思います。

1 つは、10 月の日本の平均気温が約 2.21 度、平年より上がったという記事でした。一番上がったのは中部地方で 2.8 度、関西エリアは 2.7 度、非常に暑い 10 月だったということです。ランセットという医学雑誌では、65 歳以上の死亡率が想定より 1.6 倍高かったという報告がされていました。インターネットで検索をすると日本語のページがありまして、5 ページほどにわたって掲載されていました。タイトルは、「ランセットカウントダウン 2023」、これは人類滅亡のカウントダウンと同じような意味合いでつけているのではと思います。健康と気候変動に関するレポートで、やはり 65 歳以上の死亡率と 1 歳未満の死亡率が高まっているという報告がされていました。気候変動が及ぼす人類への負荷、健康等の関係は非常に大きな課題があることを提言していきまして、地球環境の問題は、私たちの生活の仕方を含めて考えていかなければならないことをこのレポートの中では述べておりました。

また、読んだ雑誌の中に医学生と医師の対談の記事がありまして、そこには環境問題が今年から医学生の必須の科目に入ったことが書かれていました。気候変動と医療という項があり、気候変動と医療の関係性を理解し、患者が抱える健康に関する課題を気候変動との関係を想像して学ぶという内容が新たに加わったのです。歯学部でも同じようなコアカリキュラムがあり、さらに詳しく書いてあって、環境と健康という項で人間と環境との相互作用の問題、環境汚染の問題、公害による環境被害と対策の問題、環境破壊と気候変動、こういったことについて学ぶことを求めています。そういう意味では、私たちの生活を見直していくことが健康に繋がっていくと思います。SDGs では、17 の国際目標がありますが、その中の基本になる環境というのは非常に大事だと、改めてそこで知ったということです。

スウェーデンのグレタさんは 15 歳の頃から環境問題を訴えてこられましたけれども、そういった流れの中で、ヨーロッパで若者たちが自分たちの生きる時代、また子供たちが生きる時代にしっかりとした住みやすい環境を残すということで行動を起こしていることにも繋がっていることを思いながら、この 3 週間そんな記事を読んだりしておりました。

少し長くなりましたけれど、今日はこの間の賦課のあり方について検討いただき、議論いただいた内容を事務局と私ども会長、副会長でまとめ、提示をさせていただきます。それぞれご意見をいただきながら、最終的な答申にまとめていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは京丹後市国民健康保険条例施行規則第 6 条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、これより先は会長に議事進行をお願いしたいと思います。橋本会長よろしくお願いいたします。

会長

会議に先立ちまして、議事録署名委員を指名いたします。本日は、栗倉委員と本田委員のお二人にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、3. 協議・報告事項の（1）京丹後市国民健康保険税の賦課方式について説明を受けたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

事務局

前回の会議で、経過措置の例について示して欲しいとご意見をいただきました。その例と答申案について資料を作成しましたので説明いたします。

———（資料 1，2，3 により説明）———

会長

事務局よりたくさん説明を受けました。まず資料 1 と 2 について、ご質問がありましたらお願い

します。

委員

資料 1、2 ともに「資産割を廃止した場合、所得割、均等割、平等割に上乘せする」と書かれていますが、この表では平等割は全てにおいて減っています。この点について説明をお願いします。

事務局

国保税の応能割と応益割の割合は 50% ずつが理想とされています。応益割のうち均等割と平等割の割合は 35% と 15% の比率が京都府の国保運営方針にも記載されています。それにより試算をしますとこのような結果となりますので、表現が適切ではなく「資産割を廃止した場合、所得割、均等割、平等割で調整をする」という表現が適切でした。ご指摘の通りです。

委員

今までは均等割と平等割が 35% と 15% ではなかった。今までは、いくらだったのでしょうか。

事務局

今までは少し平等割の方が高い割合になっています。

会長

よかったですでしょうか。

他はいかがでしょうか。

会長

経過措置 2 年と 3 年について試算をしていただきました。皆様のご意見はいかがでしょうか。

委員

均等割 35% 平等割 15% について、こういった根拠で京都府は基準を示しているのでしょうか。

事務局

割合の根拠について今資料は持ち合わせていませんが、平等割は 1 世帯につきの金額で、世帯の人数によらずこの金額がかかるということもあり、均等割より少し抑えた率の設定になっていると考えています。

補足ですけれど、経過措置なく資産割を廃止してしまうという案もあります。

会長

いかがでしょうか。

経過措置をというご意見もありましたので、2 年と 3 年の例の試算をいただきました。経過措置をとらない場合は、グラフで言うと赤色グラフになるということですね。

事務局

はい。

会長

増額となる世帯については、3 年にした方が若干有利になるのかなという試算になっているということですね。減額となる世帯については減額の率が少し下がることになりますけれども。増額となる世帯の方がどう感じられるか、まずその経過措置を設けるかどうかという点ではどうでしょう。

答申案で 2 年という形をとった理由として、子育て支援金が令和 8 年度から必ず上乘せとなるこ

とがあります。それも含めてご意見いただけたらと思います。

事務局

会長が言われましたように、子育て世帯に対する支援金の財源を社会保険料で集めるということが決まっています。国民健康保険税の中に、現在の医療分、支援分、介護分に加え子ども子育て支援金分が令和 8 年度からプラスされるため、国保税の賦課方式を変えても変えなくても、また税率を変えなくてもその分についてはプラスとなります。

仮に令和 7 年度で資産割を廃止し、資産割がなくなったことにより税額が減った世帯であっても、令和 8 年度には子ども子育て支援金分がプラスになることになります。

また、2 年で資産割を廃止する場合、令和 7 年度に資産割を半減させ、令和 8 年度に試算割をなくすことになりますが、令和 8 年度は子ども子育て支援分はプラスになりますので、資産割の減少分と子ども子育て支援金分の増加分でトータル増となるケースもあると思います。

委員

資料 2 の経過措置 3 年では、均等割額と平等割額を順次移行しています。それに対し、資料 1 の経過措置 2 年では、均等割額と平等割額が 1 年目と 2 年目が同じになっています。所得割と資産割の率も同じように経過措置を試算しているのであれば、税額の総額が 2 年の方が大きくなると思いますがどうでしょうか。

事務局

税額は、令和 6 年度と同じくらいになるように試算をしています。

委員

経過措置 3 年と 2 年の試算の仕方が違うので、比較にならないと思いますが。

事務局

資料の出し方の整合性がとれていませんでした。税額は令和 6 年度と同じくらいになるように試算しておりますが、経過措置 2 年では 1 年目から応能割応益割を 50 対 50 とし、応能割で調整をしています。経過措置 3 年との整合性がとれていないという点ではご指摘のとおりです。

委員

資料 1 と資料 2 の整合性は絶対必要だと思います。説明ができるものでないと。

事務局

委員が言われるとおり、資料的にどうかという部分があります。今課長が言わせていただいたのは、資料 1 の経過措置 2 年については、1 年目で応能割応益割を 50 対 50 とする考えのもとに試算をしており、均等割平等割をこの金額とし、残りの 50% を所得割と資産割で分けた形です。資料 1 の 2 年目については、資産割の減額分を所得割に持っていき、2 年目の所得割 11.69% で 1 年目の資産割 16.60% 分をカバーしている形になっています。そのためトータル金額としては、令和 6 年度税額との差はほとんどない計算になっています。

資料 2 の経過措置 3 年については、1 年目 2 年目では応能割応益割が 50 対 50 となっておらず、段階的に見直しとなる試算としており、3 年目で 50 対 50 となります。従ってこの点で、資料 1 と 2 では違ってきます。対比という意味ではこの資料からは読み取れないと思います。申し訳ございません。

委員

資料 2 がなければ、何の問題もなかったと思います。

事務局

考え方としては段階的というのは冒頭で言っていたように、資産割を廃止した場合、その減少分を所得割、平等割、均等割で調整していくのですが、所得のある方の負担が大きくなるため、経過措置を設けて段階的に負担を増やしていくのかどうか。その分資産割のある方は、段階的に負担が少なくなることになります。その辺の部分で、ご判断いただけたらと思います。

会長

なかなか難しいです。現在資産割があって所得割がない方でも平等割と均等割で増える部分があります。しかし公平性という点では、改善の方向かなとお話を伺って思っています。ただ、2年なのか3年なのか、1年なのかという点が最後に残ってきます。幾つかモデルを作っていました。資料の中で、所得が千円単位だったり万円単位だったりするため、見にくいというご意見も途中ありましたので、統一いただけたらわかりやすかったと思います。

事務局

申し訳ありません。

資料1と2の両方の4ページで、8万6400円上がる方が最大という形になっています。これを2年でやるのか3年でやるのか。また経過措置なしの場合は、いきなり8万6400円上がってしまいますし、2年であれば若干緩やかになってきます。

資料としては大きく上がる方の試算のみとなっています。経過措置の場合の視点としては、やはり上がる方かなと思いますので、その視点でご意見をいただけたらと思っております。

委員

最初に意見が出始めたのが、固定資産税の二重課税や課税の公平性の問題、京丹後市外に固定資産を持っている人には資産割が賦課されない点、そういういろんな意見がありました。固定資産税をたくさん払っている人は分が悪いのではないかという発想からだと思います。そのため、資料に減った例がないことに違和感を持ちます。

事務局

その資料が準備できてなかった点について、申し訳ありません。

具体的な例の資料は用意していませんでしたが、資料1、2とも最後のページの増減する世帯のグラフで、減額になる世帯では10万円以上の減になる方が最大であることがわかる資料があります。

委員

資産割廃止により税額が大きく増える世帯については、固定資産税がない方なので上がるのだろうと考えています。しかし、固定資産税を9万払っている方がなぜ増えるのか。その中身、所得割、資産割、均等割、平等割がどう変化して上がるのかという例が1件だけでも教えて欲しいです。全体でこれだけ上がりますというのはわかりますが、資産割が廃止になっても税額が増えるのは、多分人数が多いとか、所得割が増えるからなどの理由が考えられますが、よくわからないままです。1件だけでも例を示してもらえたら理解ができると思います。

会長

資産割がなくなるのに、資産割のある世帯で税額が増える理由は何だろうという点が知りたいということだと思います。総額の結果の表示しかないため、そのプロセスで何が減って何が増えたのかがわかると議論しやすく、理解しやすいと思います。

答申案については、この間の議論を踏まえた中身になっていますので、異議はないと思いますが、その背景にある資料でわかりにくい、説明がしにくい部分があります。例えば、先ほどありましたように資産割、所得割、均等割、平等割の変化の内訳がわかると良かったと思います。総額だけではわからないので。例えば、その提示が今できますか。

事務局

税務課です。先ほど言っていたいただいた内訳の推移について、資料 2、4 ページ 3 番、50 代夫婦 3 人の例で試算をしましたので口頭で説明をいたします。

所得割額は現行が 60 万 7100 円、1 年目が 62 万 200 円、2 年目が 63 万 8500 円、最後 3 年目が 65 万 4400 円です。これが所得割の推移です。次に資産割の推移です。資産割額は現行が 2 万 8800 円、1 年目が 1 万 8800 円、2 年目が 9100 円、3 年目が 0 円です。所得割が増えて資産割が減るという内訳の説明をさせていただきました。口頭で申し訳ございませんでした。

事務局

資料が少し足りていなかったこと、大変申し訳なかったと思っています。大きく増額になる世帯の例は資料としてありますが、大きく減額となる世帯の例がないという点については、ご指摘の通りだと思います。先ほど少し触れましたが、最後のページに表としてトータルでの増減世帯については示しております。10 万以上減となる世帯が 3 年目は 28 世帯、9 万以上減になる世帯が 10 件あることをご理解いただく中で、大きな額で減ってくる世帯はあるということです。所得があまりなくて、固定資産をたくさん持っている世帯がここに該当してくると思います。例として上げる場合は、そういった世帯を個別で例示することになると思います。

会長

確実に資産割の分については減ってきますが、内訳が資料としてわかるものがないというご意見だったと思います。追加資料を準備いただくことは可能ですか。

事務局

今すぐには難しいですが、追加資料を出させていただくことはできます。

会長

なかなか難しい問題で、意見や質問も含めて出ているところですが、資料以外のところではいかがでしょうか。答申案も含めて。

委員

答申案の理由の順序についてです。

2 段落目の「国は都道府県単位での～」という国の方針により京都府も令和 6 年 3 月に国保運営方針で「府内統一化を目指す場合～必要と明記している」という部分を最初にし、その中で京都府、京丹後市の状況を見たら、4 方式は 6 市町村となっている事実があり、その後賦課方式の変更をしたほうがよいという答えにした方がよいのではと思います。2 段落目の国、都道府県がという部分が大本だと思うので、1 段落目と 2 段落目を変えたほうがすっきりすると思います。

委員

最初国保の運協で出た意見は、資産割が国保税だけに付加されるのはいかなものか、他の保険には資産割がないのに不公平じゃないかと、そこから入ったと思います。そして調べてみたら国がこんなことを示しているというのが順番だったと思います。

会長

資産割については、自治体の判断になります。ですから、そういう方式を京丹後市が採用してきたという経過があります。しかし実態を見てみると資産割については不公平感が強いというところから議論がスタートしてきましたが、国としての方針も背景にはあります。

基本は、自治体独自の部分を先に出した方がいいのかなと思いますけれど、ご意見が他にもあれば、整理をしてみましょうか。

事務局

答申の内容についてです。賦課方式について 3 方式でという部分については確定ということでした。承をいただいたと思います。あとは改定について段階的な経過措置を行うのかどうかについてはいかがでしょうか。

会長

経過措置をしたらどうかというご意見があった中で、2年と3年の試算をした資料を提示していただきました。それで、1年でやってしまうのか、やはり2年、或いは3年という形をとるべきなのかについてはいかがでしょうか。

会長

負担感が多くないほうがいいかなというのがそもそもの発想だと思います。多い方で、10 万ぐらい上がることはあるのでしょうか。

事務局

先ほどの資料の具体例で出させてもらっている 8 万 5000 円ぐらいの方が最大になっております。経過措置なしの場合には、いきなり 8 万 5000 円が上がってくることになりますし、経過措置 2 年であればその半分ぐらい、3 年だともっと緩やかに増加するようなイメージです。

会長

そのようなことと、令和 8 年度から始まる子育て支援金との関係も見て、2 年の経過措置がいいかなという案になっています。

委員

激変緩和という観点で、経過措置 2 年でいいのかなと思います。

それと先ほどの答申案の理由の順番について、他の委員の方の発言にすごく惹かれるところがありました。京丹後市の自主性を前面にどんどん出して、主体性、主体的にということを表現しようと思った場合このままで良いと思います。先ほどの発言を訂正します。

会長

答申の内容については、3 方式ということ、経過措置、変更の時期についてだと思います。変更の時期については他のタイムスケジュールとの関係で、次年度からで一応提案をしています。

事務局

答申案の中で、賦課方式の変更の始期について 7 年度とされたいという内容になっています。次年度からということになります。だいたい諮問があれば翌年度からの実施が一般的ということで 7 年度としておりますが、いかがでしょうか。

会長

当然、議会でも議論になるでしょうし、この問題についていろいろ質問されている議員もおられるので、それに対する対応ということも市としてしなければならないですね。

事務局

令和 7 年度からということになりますと、この 3 月議会で賦課方式を変えるという条例の改正を提案することになります。そこで審議をされて承認いただければ、令和 7 年度から実施となります。課税自体は 6 月になりますので、事務的な部分についても間に合うと考えております。

会長

事務局からスケジュールの説明がありましたが、経過措置についてはいかがでしょうか。先ほど、2年が良いのではないかというご意見いただきましたけれども、どうでしょうか。

会長

答申案に対して、反対というようなことはございませんか。

～反対意見なし～

会長

よろしいでしょうか。では、若干文言の修正はあるかと思えますけれども、内容的にはこの形で答申をさせていただくということでよろしいでしょうか。

～異議なし～

会長

ありがとうございます。

では、以上で今日の議題は終わりです。その他でありましたらいかがでしょうか。

委員

1つだけ聞いて良いですか。

12月から世間では保険証が使えなくなるといった話があつて、そういう理解をされていることがあると思います。社会保険の保険証は有効期限の記載がないものがほとんどだと思いますし、京丹後市の国民健康保険証の有効期限は令和7年12月1日までです。12月からは保険証に代わる資格確認書について、マイナ保険証のある方と、マイナ保険証のない方との振分けをしての対応が行政では必要になると思います。また、マイナ保険証での受け付けができなかった時の対応も必要になります。

医療現場では、資格の確認の方法が増え煩雑になると思います。行政側は、資格確認書と資格情報のお知らせの振分けが大変になるため、一部の自治体では、資格確認書を全員に交付すると表明しているところもあるようですが、京丹後市の対応について教えてください。

事務局

12月2日からは保険証の発行はなくなりますが、発行済みの保険証は有効期限までは使えます。それが12月2日から1年以内となっていますので、京丹後市の国民健康保険証については、令和7年12月1日が有効期限となっています。マイナンバーカードの保険証利用登録をしている場合は、マイナンバーカードで医療の受診をしていただくこともできます。

12月2日以降に加入の保険が代わられた方については、保険証は発行されなくなりますので、マイナ保険証を使っていただくことになりますが、マイナンバーカードを持ってない方や、保険証利用登録をされてない方については、資格確認書という現行保険証に代わるものを交付しますので、それで医療を受けていただくことになります。広報等もしておりますし、マイナ保険証が嫌だということであれば、マイナ保険証の利用登録解除の申請もできるようになりました。

今のところ保険証が使えるため、慌てて何かしていただく必要はありませんし、来年現行保険証の有効期限が切れる12月1日までに、マイナ保険証の登録のない方には資格確認書を郵送します。またマイナ保険証の方には、マイナ保険証で資格確認ができない場合に、マイナンバーカードと一緒に提示し医療を受けていただくための、資格情報のお知らせを郵送しますので、今までどおり医療を受けていただくことができます。

委員

資格情報のお知らせだけで、医療機関の受診はできますか。

事務局

マイナ保険証で資格確認ができない場合は、マイナンバーカードと資格情報のお知らせの 2 点の提示が必要になります。

委員

最悪の場合を考えて、マイナ保険証の方もマイナンバーカードと一緒に資格情報のお知らせを持っておく必要があるということですね。

マイナ保険証の方には資格情報のお知らせ、マイナ保険証のない方には資格確認書が交付されるということですが、その振分けも大変ですし、資格確認も 2 種類となるのでややこしいですね。同じもの、資格確認書を全員に交付したら問題ないと思うのですが。全国的には、資格確認書を全員に交付しますという自治体もあるようですし、京都府内でも南部の方であると聞いています。

保険者も大変だと思っています。

会長

議論を終わりにしたいと思いますが、次の日程とかお知らせがありますか。

事務局

国民健康保険税の賦課方式についての諮問を受けての会議は今回で終了となりますが、先ほどご指摘のありました資料につきましては、後日送付いたしますのでご意見がございましたら言っていただけたらと思います。最終的なこの答申の内容につきましては、了承をいただきましたので、若干の修正等につきましては会長副会長に一任させてもらうことでよろしいでしょうか。

～了承～

会長

最終的に答申はいつごろとなる予定でしょうか。

事務局

11 月若しくは 12 月中を考えています。

会長

ではそのような形でお世話になりたいと思います。

それでは今日予定していました内容については以上で終わりますので、事務局に進行を返します。

事務局

ありがとうございました。

資料のミスがございまして大変ご迷惑をお掛けしました。申し訳ございませんでした。いろいろいただきましたご意見により最終的な答申案を作成させていただきまして、市長に答申ができたかと考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは閉会にあたりまして森口副会長からご挨拶をいただきたいと思います。

副会長

皆さん、いろいろと審議を尽くしていただきました。お疲れ様でした。8 月に市長から諮問を受けて議論を重ねてきた中で、本当に丁寧に資料を読んでいただき、わからない点はきちんと確認をしながら今日の答申案ができたと思っています。

委員の皆さんの中には、少しざわざわしているところはまだあるかもしれませんが、軽減措置も踏まえながら、皆さんに納得していただいて国民健康保険税を払っていただけるように説明ができることと思っています。

今日は長い時間になりましたが、皆さんお疲れ様でした。答申について、皆さんのおかげでまとまったと思っております。ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

以上で第5回国民健康保険運営協議会を終了します。皆さん、どうもありがとうございました。